

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を活かして 福祉避難所・高齢者施設等に「アイ・ドラゴン4」を設置してください

障害者差別解消法 == 事業者も合理的配慮の提供が義務化されました ==

「アイ・ドラゴン4」の機能

- 災害時に手話言語で緊急災害放送を見る
- 「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る
(全国の聴覚障害者情報提供施設と協力)
- 「リアルタイム手話・字幕放送」を見る
(情報通信研究機構(NICT)助成事業)
- 2,500本超**の手話番組アーカイブを
24 時間いつでも見られる



認定特定非営利活動法人
障害者放送通信機構は、
文化庁からリアルタイム
字幕配信事業者の指定を
受けています

聴覚障害者用情報受信装置
「アイ・ドラゴン4」(日常生活用具)

障害者放送通信機構は、全国の都道府県・市町村
に対して福祉避難所で「アイ・ドラゴン4」を活用
し、「防災体験会」を定期的に開いていただくよう
要望しています。

防災体験会の例

- 個別避難計画(マイ・タイムライン)の作成
- 万一の場合に自分と家族が行くべき避難所の
確認
- 自分が助けることができる人・一緒に避難でき
る人は誰かについて話し合う
- 非常時持ち出しリュックの中身を披露し合う
- 停電時にスマホを充電する方法を学ぶ
- 「アイ・ドラゴン4」で「目で聴くテレビ」の防災動
画を見て基本的な防災減災の知識を得る

6 月 25 日、「**手話に関する施策の推進に関する法律**」が施行されました。手話が言語として尊重され、手話を使用する人々が安心して生活できる社会の実現を目指す法律です。手話の習得や使用に関する環境整備、手話文化の保存・継承、国民の理解促進を基本理念としています。国と自治体は、手話に関する施策を総合的に推進する責務を負い、財政措置を講じることなどが定められています。**地域における生活環境の整備等(第 10 条)**では、「**災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供**」と定められています。「アイ・ドラゴン4」は、きこえない・きこえにくい方の日常生活用具としてご利用いただけることはもちろん、緊急災害時にはすべての人に必要な情報をお届けする**情報アクセシビリティ対応機器**です。

引き続き、ご当地の市町村に、聴覚障害者災害救援中央本部・貴協会・障害者放送通信機構連名の 要望書を提出してください。

東京 2025 デフリンピック大会 開催まであと 100 余日

デフリンピックを PR する全国キャラバン、
北と南から 2 台のラッピングカーが開催都市
東京をめざして駆け抜け、日本全国からデフ
リンピアンへの応援を届けます。



早瀬夫妻は
今日もペダルを漕ぎ続ける

「目で聴くテレビ」デフリンピック番組 (日本郵便年賀寄付金助成事業)

東京 2025 デフリンピックに向けて、デフリンピ
アンや全日本ろうあ連盟のご協力のもと、気運醸
成のための番組を制作しました。
「目で聴くテレビ」でしか見られない過去のデフリ
ンピック映像なども駆使した渾身の作品です。
ぜひごらんください。